

知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知立市において家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通してゼロカーボンシティの実現及び地球温暖化防止の促進を図るため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）の設置に要した費用の一部を、予算の範囲内で補助する知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら居住する市内の住宅に新たに次条に規定する補助対象設備（以下「対象設備」という。）を設置する者（以下「設置者」という。）又は対象設備を設置する市内の新築の戸建住宅若しくは集合住宅の区分所有権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定するものをいう。）の対象となる住宅（以下「対象設備付住宅」という。）を自らが居住する目的で購入する者（以下「購入者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第7条に規定する実績報告書の提出時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により知立市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 知立市税を滞納していない者

(3) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 借用して居住する住宅に対象設備を設置しようとする設置者は、対象設備を設置することについて、当該住宅の所有者の承諾を得なければならない。

3 集合住宅に対象設備を設置する場合は、電気事業者と太陽光発電システムで発電した電力を自ら居住する部分でのみ使用する旨の契約を締結する場合に限り、補助対象者とするものとする。

(対象設備及び補助金の額)

第3条 対象設備及び補助金の額は別表第1に掲げるとおりとする。ただし、購入者のうち、集合住宅の区分所有権の対象となる住宅を自らが居住する目的で購入

する者の対象設備は家庭用燃料電池システムに限るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象設備の区分ごとの機器費及び設置工事費（以下「補助対象経費」という。）が、別表第1に掲げる補助金の額を下回る場合は、交付しないものとする。
- 3 補助対象経費について、本補助金とは別に愛知県から他の補助金等（愛知県以外の機関が交付する補助金等のみをその財源としているものを除く。）の交付を受けている場合、その額を補助対象経費から除くものとする。
- 4 異なる種類の対象設備を同時に設置しようとする場合の補助金の額は、各対象設備の補助金の額の合計金額とする。
- 5 補助金の交付は、世帯ごとに行うものとし、同一の種類の対象設備に対しては、同一年度内において1回に限るものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、対象設備に係る設置工事に着手する予定日の10日前までに、知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は注文書及び請書の写し
 - (2) 対象設備が設置される住宅の案内図
 - (3) 対象地の現況カラー写真（全景）（対象地内にある現況の建物（更地の場合は土地）全体を写したもの）
 - (4) 対象設備が設置される前の現況カラー写真（近景）（設置者にあつては、対象設備の設置予定箇所を、購入者にあつては対象設備の現況をそれぞれ写したものと、建築中のため設置予定箇所の撮影が困難である場合にあつては提出不要とする。）
 - (5) 対象設備の設置予定場所の配置図（平面図、間取図、屋根伏図等）
 - (6) Z E H以上の性能であることが分かるB E L S評価書の写し（一体的導入で高性能外皮等を設置する場合に限る。この場合において、国のZ E H支援事業の交付決定を受けており、その交付決定通知書にZ E H以上の性能であることが分かる記載がある場合は、B E L S評価書の写しに代えて、これを提出することができる。）
 - (7) 所有者の承諾書（借用する住宅に対象設備を設置する場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする購入者は、対象設備付住宅の引渡し予定日の1

0 日前までに交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第 2 号から第 6 号までに掲げる書類
 - (2) 対象設備付住宅の売買契約書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付申請書の受付)

第 5 条 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。この場合において、受付の停止以後においても、設置者又は購入者が希望するときは、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付の受付を停止した場合において、第 9 条第 2 項に規定する計画変更の承認又は第 11 条に規定する交付決定の取消しがあった場合は、その都度、交付申請額が予算の範囲を超えない者から、補欠受付の先着順に交付申請書を受け付けるものとする。
- (交付決定)

第 6 条 市長は、交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金交付決定通知書（様式第 2）により、交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の完了後 30 日以内（第 5 条第 1 項後段の規定により補欠受付を行ったもののうち、交付の決定をされた日以前に補助事業が完了している場合は、交付の決定をされた日の翌日から起算して 30 日以内）又は当該年度の 3 月 10 日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金実績報告書（様式第 3。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の区分に応じ、別表第 2 に定める書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付)

第 8 条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による実績報告後、速やかに知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金交付請求書（様式第 4）を提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(変更交付申請)

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後において次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金計画変更承認申請書(様式第5。以下「変更承認申請書」という。)及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付決定額の減額を伴う対象設備の変更を行うとき。

(2) 対象設備の設置又は対象設備付住宅の購入を中止するとき。

2 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、計画の変更を承認する場合は、知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金計画変更承認通知書(様式第6)により、交付決定者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後において、対象設備本体の型式の変更その他の補助金交付決定額の減額を伴わない変更を生じたときは、速やかに知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金計画変更届出書(様式第7)及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。ただし、工事着手予定日(対象設備付住宅の場合は、引渡し予定日)又は工事完了予定日(対象設備付住宅の場合は、保証開始予定日)に変更(当該年度の3月10日以前とする)が生じた場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、知立市住宅用地球温暖化対策設備補助金取消通知書(様式第8)により、交付決定者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定者が、第7条に規定する日までに実績報告書を提出しなかったとき。

(3) 第9条第1項第2号の申請が、同条第2項により承認されたとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、返還請求をする日から起算して30日以内にその全額を返還するよう命じるものとする。

(現地調査)

第13条 市長は、補助金を適正に交付するため、対象設備の設置工事の状況を必

要に応じて施工の現場において確認するものとする。

(協力要請)

第14条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて地球温暖化対策に関するアンケートその他の協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象設備	補助要件	補助金の額	
<p>一体的導入 （住宅用太陽光発電設備及び家庭用エネルギー管理システム並びに定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備又は高性能外皮等）</p>	<p>ア 発電した電力について設置者又は購入者がその居住する住宅で使用する目的で設置するものであり、かつ、電気事業者と電力受給契約（余剰電力に関してするものに限る。）を締結するもの イ 住宅の屋根等への設置に適したものであり、かつ、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの ウ 太陽電池モジュールの最大出力値が10キロワット未満であるもの エ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているものであり、設置前において使用に供されていないもの オ 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。）についての補助要件は下段単体設置に掲げるものとする カ 高性能外皮等（以下「ZEHという。」については、愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「県補助金」という。）の交付対象として指定されたものであり、設置前において使用に供されていないもの</p>	<p>定置用リチウムイオン蓄電システムとの組合せの場合 46万円 V2Hとの組合せの場合 11万円 ZEHとの組合せの場合 16万円</p>	
<p>単 体 設 置</p>	<p>家庭用燃料電池システム</p>	<p>ア 県補助金の交付対象として指定されたものであり、設置前において使用に供されていないもの</p>	<p>5万円</p>
	<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>ア 県補助金の交付対象として指定されたものであり、設置前において使用に供されていないもの</p>	<p>40万円</p>
	<p>家庭用エネルギー管理システム（HEMS）</p>	<p>ア 県補助金の交付対象として指定されたものであり、設置前において使用に供されていないもの</p>	<p>0.8万円</p>
	<p>電気自動車等充給電設備（V2H）</p>	<p>ア 県補助金の交付対象として指定されたものであり、設置前において使用に供されていないもの イ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの ウ 燃料電池自動車から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの</p>	<p>5万円</p>

単 体 設 置	住宅用太陽熱利 用システム	ア 県補助金の交付対象として指定されたもので あり、設置前において使用に供されていないも の	強制循環型 システム 7万円 自然循環型 太陽熱温水器 3万円
------------------	------------------	--	--

備考 各対象設備において、全て補助要件に該当する場合に限り補助されるものとする。

別表第2（第7条関係）

対象設備	提出書類
<p>一体的導入 （住宅用太陽光発電設備及びH E M S並びに定置用リチウムイオン蓄電システム、V 2 H又はZ E H）</p>	<p>ア 対象設備設置に要した費用に係る領収書の写し イ 申請日以後に発行された交付決定者本人の住民票の写し（コピー不可） ウ 申請日以後に発行された交付決定者本人が市税を滞納していないことを証明する書類（コピー不可） エ 電気事業者から発行される系統連系日が確認できる書類の写し（契約名義人が交付決定者であること） オ 各対象設備の保証書の写し（太陽光発電設備は除く） カ 各対象設備のカラー写真※全太陽電池モジュール（施工後でパネル枚数が確認できるもの）、H E M S（対象設備本体、対象設備本体に貼付されている型式並びに製造番号が確認できるもの及び端末モニター等に発電量や電力消費量等が表示され、稼働している状態が確認できるもの）、定置用リチウムイオン蓄電システム及びV 2 H（本体及び対象設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）、Z E H（建物全体が確認できる写真） キ Z E Hについて、申請時に国Z E H支援事業の交付決定通知書を提出している場合は、補助金額確定通知書の写し（国Z E H支援事業の補助金額確定通知書が当該年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）までに未到達である場合は、理由書及び実績報告を行ったことが分かる資料を提出し、別に指示する日までに、国Z E H支援事業の補助金額確定通知書を提出すること。）</p>
<p>家庭用燃料電池システム</p>	<p>ア 対象設備「一体的導入」の提出書類のうち、アからウまでに掲げる書類 イ 対象設備の保証書の写し（保証開始日が分かるもの） ウ 対象設備のカラー写真（燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体、燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式並びに製造番号が確認できるもの）</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>ア 対象設備「一体的導入」の提出書類のうち、アからウまでに掲げる書類 イ 対象設備の保証書の写し（保証開始日が分かるもの） ウ 対象設備のカラー写真（対象設備本体及び対象設備本体に貼付されている型式並びに製造番号が確認できるもの）</p>
<p>H E M S</p>	<p>ア 対象設備「一体的導入」の提出書類のうち、アからウまでに掲げる書類 イ 対象設備の保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの） ウ 対象設備のカラー写真（対象設備本体、対象設備本体に貼付されている型式並びに製造番号が確認できるもの及び端末モニター等に発電量や電力消費量等が表示され、稼働している状態が確認できるもの）</p>

V 2 H	<p>ア 対象設備「一体的導入」の提出書類のうち、アからウまでに掲げる書類</p> <p>イ 対象設備の保証書の写し（保証開始日が分かるもの）</p> <p>ウ 対象設備のカラー写真（対象設備本体及び対象設備本体に貼付されている型式並びに製造番号が確認できるもの）</p>
住宅用太陽熱利用システム	<p>ア 対象設備「一体的導入」の提出書類のうち、アからウまでに掲げる書類</p> <p>イ 対象設備の保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）</p> <p>ウ 対象設備のカラー写真（対象設備全体が確認できるもの）</p>